

令和7年第1回東広島市議会定例会

議

案

そ の 2

令和7年2月

目 次

同意案第 6 2 号	監査委員の選任の同意について……………	1
議案第 6 3 号	東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の運営に関する基準を定める条例及び東 広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部改正について……………	3

同意案第 6 2 号

監査委員の選任の同意について

東広島市監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 天神山 勝 浩

(提案理由)

識見を有する者のうちから選任された東広島市監査委員重河格氏の任期が令和7年2月28日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（一略）及び議員のうちから、これを選任する。一略

議案第 6 3 号

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例及び東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部改正について

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例及び東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例及び東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例

(東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部改正)

第 1 条 東広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成 2 6 年東広島市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正す
る。

第 2 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同条第 2 項中「子ども・
子育て支援法施行令」の右に「（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）」を加える。

第 3 7 条第 1 項中「第 4 2 条第 3 項第 1 号」を「第 4 2 条第 3 項」に、「同
号」を「第 4 2 条第 3 項」に改める。

第 4 2 条第 1 項中「第 3 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「支援」の右
に「（次項において「保育内容支援」という。）」を加え、「行う」を「実施す
る」に改め、同項第 3 号中「この号」の右に「及び第 6 項第 1 号」を加え、同条

中第6項を第11項とし、同条第5項中「限る」の右に「。次項において「保育所型事業所内保育事業」という」を加え、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条中第4項を第8項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の2項を加える。

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定

員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第42条第2項各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に、「全て」を「いずれか」に、「と認めるとき」を「とき」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにす

るための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「特定地域型保育事業者」の右に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「15年」に改める。

（東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年東広島市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「支援」の右に「（次項において「保育内容支援」という。）」を加え、「行う」を「実施する」に改め、同項第3号中「この号」の右に「及び第6項第1号」を加え、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全て」を「いずれか」に、「と認めるとき」を「とき」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 家庭的事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第6条に次の2項を加える。

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号

に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「（家庭的保育事業を行う場所（家庭的保育者の居宅に限る。）において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の右に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者及び家庭的保育事業者等の保育内容支援及び代替保育に係る連携協力の見直しその他所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）

第３４条の１６ 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。－略－

子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）

第３４条

- ２ 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。－略－）を提供しなければならない。

第４６条

- ２ 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。